

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	一	○福島県医療法施行条例の一部を改正する条例	一五
○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	一	○福島県園科技工土法施行条例の一部を改正する条例	一五
○福島県職員の特職手当に関する条例の一部を改正する条例	六	○福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例	一五
○福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	六	○福島県営住宅等条例の一部を改正する条例	一五
○地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会	六	○福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例	一六
の権限に属せしめる事務を定める		○福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	一七
条例	三	○福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	一九
○福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例	三		
を改正する条例	三		
○福島県自殺対策緊急強化基金条例	四		

## 条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県職員の特職手当に関する条例の一部を改正する条例、地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県園科技工土法施行条例の一部を改正する条例、福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事

業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例並びに福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県条例第六十八号

#### 福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第一項第一号中「検査」を「継続検査又は同法第六十七条第三項の構造等変更検査」に改める。

第四十条の十六の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条第二項において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第二項中「前項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「同項」を「前項」に、「当該法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第四十条の十六の七第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第四十条の十六の九中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

附則第三条の二第二項第二号中「附則第五条の四第一項」の下に、「附則第五条の四の二第一項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四第六項」の下に、「附則第五条の四の二第五項」を加える。

附則第五条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「(第一号)の下に「及び次条第一項」を加え、「(第二十五条)」を「(第二十六条)」に改め、同項第三号中「(第四十一条の三の二)」を削り、「(第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三)」を「若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条第三項中「(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が申告されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由がある」と認めるときを含む。)を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当

する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第二十六条及び第二十六条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合）には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

一 前項の規定の適用を受けようとする年度の第三十一条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から第三十一条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の規定の適用を受けている場合

三 第一項の規定の適用がある場合における第二十七条及び第二十七条の二の規定の適用については、第二十七条中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第五条の四の二第一項」と、第二十七条の二中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第五条の四の二第一項」とする。

附則第六条第二項中「附則第五条の四第一項」の下に、「附則第五条の四の二第二項」を加える。

附則第九条第五項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」

を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、同法第四条第二項第一号」に、「平成十年度」を「平成二十一年法律五十七号」の施行の日」に改め、同法第十六条中「附則第七条第三十四項」を「附則第七条第三十五項」に改め、同法第十七条とし、同法第十五項を同法第十六項とし、同法第十四項中「附則第七条第三十三項」を「附則第七条第三十四項」に改め、同法第十五項とし、同法第十三項中「附則第七項第三十三項」に改め、同法第十四項とし、同法第十三項とし、同法第十一項を同法第十二項とし、同法第十項中「第八条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「農用地区域」に、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項」を「農地法第三十五条第二項」に、「第二十七条の四第二項」を「第三十六条第二項」に、「平成二十三年三月三十一日まで」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律五十七号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間」に改め、同法同条第十一項とし、同法第九項中「附則第七項第二十四項」を「附則第七項第二十五項」に改め、同項を同法第十項とし、同法第八項の次に次の一項を加える。

9 農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にあり土地を取得した場合における当該土地の取得（第二項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されない場合には、施行令附則第七条第二十四項に規定するところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいづれが多い額）を価格から控除するものとする。

附則第九条の五第三項中「附則第九条第二項」の下に「若しくは第九項」を加える。附則第九条の六中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律五十七号）の施行の日」に改める。

附則第十条第一項中、「第十六項及び第二十項」を「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」に改め、同法第二項中「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号及び第二十九項、第七十条の七第一項及び第二項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」に改め、同項の表を次のように改める。

第七十条の四第一 前項

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五

			第七十条の四第 十三項			第七十条の四第 十二項			第九項		
納税地の所轄 務署長	財務省令	前項	当該所轄税務署 長	第一項ただし書 及び第四項	納税地の所轄 務署長	納税地の所轄 務署長	財務省令	第八項	納税地の所轄 務署長	財務省令	
知事	施行規則附則第四 条第三項	条例附則第十 条第一項の規定 によりその例に よることとされ る前項	知事	条例附則第十 条第一項の規定 によりその例に よることとされ る第一項ただし 書及び第四項	知事	知事	施行規則附則第 四條第三項	条例附則第十 条第一項の規定 によりその例に よることとされ る第八項	知事	地方税法施行規 則（昭和二十九 年總理府令第二 十三号。以下こ の条及び第七十 条の八第二項に おいて「施行規 則」という。）附 則第四條第三項	第十号。以下この 条、第七十条の八 第一項及び第二 項、第九十三條 第四項並びに第 九十六條におい て「条例」とい う。）附則第十 条第一項の規定 によりその例に よることとされ る前項

			第七十条の四第 二十六項			第七十条の四第 二十三項			第七十条の四第 十九項			
納税地の所轄 務署長	限 申告書の提出期	、第一項	納税の猶予	同項、第五項、 第二十九項又は 第三十項	贈与税	第一項の規定	当該税務署長	これらの規定に 規定する税務署 長	前項第二号	第二十一項	当該所轄税務署 長	第一項ただし書 及び第四項
知事	納期限	、同項	徴収の猶予	同項	不動産取得税	条例附則第十 条第一項の規定	知事	知事	同条第一項の規 定によりその例 によることとさ れる前項第二号	条例附則第十 条第一項の規定 によりその例に よることとされ る第二十一項	知事	条例附則第十 条第一項の規定 によりその例に よることとされ る第一項ただし 書及び第四項



第九十六条	第九十三条第四項	利子税等(利子税、延滞税及び還付加算金をい	延滞金
		利子税	延滞金
第七十条の八第二項	第七十条の八第二項	財務省令	施行規則附則第四条第二項
		第七十条の四第一項ただし書又は第四項	条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第七十条の四第一項ただし書又は第四項
第七十条の八第一項	第七十条の八第一項	農地等	農地、採草放牧地及び準農地
		利子税	延滞金
第五項	第五項	条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第五項	条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第五項
		第四項	条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第四項
第一項ただし書	第一項ただし書	条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書	条例附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書
		利子税	延滞金
納税の猶予	納税の猶予	徴収の猶予	徴収の猶予
		当該税務署長	知事

う。)

附則第十条第三項中「第四十条の六第十三項、第二十一項、第二十四項、第二十五項、第三十四項、第三十五項、第四十六項及び第四十七項」を「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」に改め、「第十七項」を削り、「及び第二十二項から第二十四項まで」を「第十九項、第二十三項及び第二十六項から第二十八項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項中「財務省令」とあるのは「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第四条第三項」と、同条第十二項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「知事」と、同条第五十七項中「法第七十条の四第一項」とあるのは「福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)附則第十条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と読み替えるものとする。

附則第十条第四項中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、同条第五項中「第十三項まで及び第十六項から第十八項まで」を「第十四項まで、第十八項及び第十九項」に改め、同条第六項中「第二十項」とあるのは「」を「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」とあるのは、「第十六項及び」に、「及び第二十九項」とあるのは、「第二十九項及び第三十項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」とあるのは「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号、第二十九項及び第三十項、第七十条の七第一項及び第二項」に、「又は第十八項」とあるのは「」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、「第七十条の四第二十四項」の下に「若しくは第二十五項」を加える。

附則第十五条第一項中「第三十五条第一項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加える。

附則第十六条第二項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第六項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十六条の二中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十九条の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式会社」に改め、同条第一項中「(一)」の下に「又は同条第一項に規定する特定保有株式(以下この項に

において「特定保有株式」という。）を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改め、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第二十條の第三項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改める。

附則第二十一條第三項中「附則第九條第十四項」を「附則第九條第十五項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の四第一項の改正規定（「の第二十五條」を「の第二十六條」に改める部分に限る。）及び同項第三号の改正規定（「、第四十一條の三の二」を削る部分に限る。） 公布の日

二 第十八條の改正規定、附則第五條の四第一項第三号の改正規定（「、第四十一條の三の二」を削る部分を除く。）、同条第三項の改正規定及び附則第十五條から第十條の二までの改正規定並びに次條の規定 平成二十二年四月一日

三 附則第二十條の三の改正規定 平成二十三年一月一日

四 第四十條の十六の六、第四十條の十六の七及び第四十條の十六の九の改正規定、附則第九條、第九條の五から第十條まで及び第二十一條の改正規定並びに附則第三條の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二條 改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）附則第五條の四第三項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三條 附則第一條第四号に定める日以前の改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）第四十條の十六の六第一項及び第二項、第四十條の十六の七第二項、附則第九條第五項並びに附則第九條の六に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十條の規定は、附則第一條第四号に定める日以後の新条例附則第十條

第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧条例附則第十條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

福島県条例第六十九号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六條の二中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六條の三第四項中「第五十五條」を「第四十二條」に改める。

第九條中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同條第一号中「租税特別措置法第四十三條の第三項又は第六十八條の十八第一項の規定の適用を受ける減価償却資産である」を「所得税法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第六條第一号及び第三号又は法人税法施行令第十三條第一号及び第三号に掲げる資産のうち、山村振興法第十二條第一項に規定する保全事業等の計画に記載された一の建物及びその附属設備の取得価額（同令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）が二千三百万円以上の建物及びその附属設備並びに一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額が二百十万円以上の機械及び装置でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのない」に改める。

第九條の六第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

2 新条例第九條の規定は、平成二十一年四月一日以後に山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二條第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画に従つて、当該認定の日から三年以内に、同項第一号及び第二号イに規定する事業の用に供する設備を新設し、又は増設した青色申告者等（福島県税特別措置条例第二條第十二号に規定する青色申告者等をいう。）である同法第十二條第五項に規定する認定法人について適用し、同日前に当該設備を新設し、又は増設した当該認定法人については、なお従前の例による。

(税 務 課)

福島県条例第七十号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「普通職員の通勤」を「普通職員（第八條各号に掲げる者以外の職員をいう。以下同じ。）の通勤」に、「の傷病」を「の特定傷病」に、「による傷病」を「による特定傷病」に改め、同條第三項を削る。

第二條の三の見出しを「（普通職員の退職手当の額）」に改め、同條中「第八條各号

に掲げる者以外の職員（以下「普通職員」という。）を「普通職員」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。

この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第一項中「普通職員」を「退職した普通職員」に、「その者の勤続期間」を「、その者の勤続期間」に、「当該」を「、当該」に改め、同条第二項中「傷病」を「特定傷病（傷病のうち、）」に、「傷病とする」を「傷病をいう」に改め、「退職した者」の下に「（第十四条第一項各号に掲げる者を含む。）」を加える。

第四条第二項及び第五条中「傷病」を「特定傷病」に改める。

第五条の二第一項中「普通職員」を「退職した普通職員」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第二条第三項、第九条の二第四項、第九条の三第三項、第九条の四又は第十四条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「国若しくは他の地方公共団体（一）を「国家公務員、他の地方公共団体（二）に、（三）の職員」を（四）の公務員（同項に規定する特定地方独立行政法人に使用される者を含む。以下同じ。）」に、「当該公庫等職員のうち」を「他の法律の規定により、」に改め、「第五条の二第二項に規定する他の法律の規定により、同法」を削り、「第九条の三第一項」を「第十条第一項」に、「県が設立した公立大学法人の役員」を「県立大学法人の役員」に、「第九条の四に規定する県が設立した公立大学法人の職員」を「同項に規定する県立大学法人に使用される者」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第十条第一項各

号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第九条第六項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十四条第一項若しくは第十六条第一項の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当に係る」に、「国若しくは他の地方公共団体の職員」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員」に改め、同項第二号中「国又は他の地方公共団体の職員」を「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員」に改め、同項第五号中「第九条の三第一項」を「第十条第一項」に、「県が設立した公立大学法人」を「県立大学法人」に改める。

第五条の三中「普通職員であつた者（一）を「者（二）に改める。

第六条の四第一項中「普通職員」を「退職した普通職員」に改め、同条第二項中「普通職員」を「退職した普通職員」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条第四項第一号中「普通職員であつた者でその勤続期間が」を「退職した普通職員であつた者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する特定傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した普通職員であつた者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三 退職した普通職員であつた者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五の見出しを「（普通職員の退職手当の額に係る特例）」に改め、同条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項中「規定により給与が給料、扶養手当等に区分して支給される普通職員については」を「適用を受ける普通職員（以下この項において「一般普通職員」という。）については同条例に規定する」に改め、「この」を「一般普通職員の」に改める。

第八条中「在職月数を」を「在職期間の月数を」に、「在職月数は」を「在職期間の月数は、第九条第二項の規定にかかわらず」に改める。

第八条の二第二項各号列記以外の部分中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同項第二号中「（第五項を除く。）」を削り、「（前号）を「（同号）に改め、「（同項を除く。）」を削り、「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第九条第二項中「第八条及び前条第二項に規定する場合を除き」を削り、同条第三項中「第十条第一号から第三号まで」を「第十四条第一項各号」に改め、同条第五項中「国又は他の地方公共団体の職員」を「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員」に改め、同条第七項中「第八条、第八条の二」を「前二条」に改める。

第十条第一項各

第九条の二の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「在職期間の計算」に改め、同条第一項中「福島県住宅供給公社、」を削り、「又は国家公務員退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改め、「その他の」の下に「規則で定める」を加え、「法人等」を「法人」に改め、同条第三項第一号中「国の職員」を「国家公務員」に、「地方公共団体の職員」を「地方公共団体の公務員」に、「職員」を「公務員」に改め、同項第二号及び第三号中「一の職員」を「国家公務員」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「の成立」を「（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立」に、「の職員となり」を「に使用される者（以下「移行型法人職員」という。）となり」に、「移行型一般地方独立行政法人の職員として」を「移行型法人職員として」に改め、同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第九条の四及び第十条を削る。

第九条の三の見出しを「（県立大学法人の役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算）」に改め、同条第一項中「県が設立した地方独立行政法人法第六十八条に規定する公立大学法人のうち県が設立した公立大学法人をいう。以下同じ。」に、「公立大学法人」というを「県立大学法人」に、「法人に限る。以下この条において「公立大学法人」というを「ものに限る」に、「この条において同じ」を「同じ」に改め、同条第二項中「県が設立した公立大学法人」を「県立大学法人」に改め、同条第三項を削り、同条を第十条とする。

第十三条を次のように改める。

（定義）

第十三条 この条から第二十条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 懲戒免職等処分 法第二十九条第一項から第三項までの規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- 二 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第二十条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第二十条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第二十条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

第十六条を第二十二条とする。

第十五条及び第十五条の二を削る。

第十四条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退

職手当の不支給）」に改め、同条中「引き続き」の下に「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員となり、」を加え、「国又は当該地方公共団体の職員」を「国家公務員又は当該地方公共団体の公務員」に、「又は退職手当の支給の基準による」を「による」に、「支給しない」を「支給しない」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合（第十四条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、知事等が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に再び職員となつたとき又は普通職員が退職した場合においてその者が退職の日若しくはその翌日に知事等となつたときに、第八条の二第一項の規定による申し出を行わなかつた場合は、この限りでない。

第十四条に次の四項を加える。

- 3 職員が第九条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続き移行型法人職員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 職員が第十条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する県立大学法人の役員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 職員が、引き続き県立大学法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が退職手当を支給されないで県立大学法人の役員又は県立大学法人に使用される者（以下この項においてこれらを「県立大学法人職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き当該県立大学法人職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該県立大学法人職員としての勤続期間に相当することと定めているものに限る。）において県立大学法人職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となるため退職をし、かつ、引き続き当該県立大学法人職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十四条を第二十一条とし、同条の前に次の五条を加える。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十六条 退職をした職員であつた者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした職員であつた者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十四条第一項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当の額との権



衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し法第二十九条第三項の規定による懲戒免職等処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした職員であつた者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした職員であつた者の遺族（退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、第十四条第一項に規定する規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行うことができるときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 福島県行政手続条例（平成七年福島県条例第五十五号。以下「行政手続条例」という。）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当に關し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした職員であつた者の退職手当の返納）

第十七条 退職をした職員であつた者に對し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者に對し、第十四条第一項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした職員の生計の状況を勘案して、当該

一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第十一条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十九条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十九条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に對する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした職員であつた者（再任用職員に對する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした職員であつた者が第十一条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときに對し同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行うおとすときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十四条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第十八条 死亡による退職をした職員であつた者の遺族（退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對し当該一般の退職手当の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該退職の日から一年以内に限り、第十四条第一項に規定する規則で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業者手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十四条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十九条 退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）に對し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退

職手当の受給者である者が当該退職をした職員であつた者の遺族に對し、当該退職に係る退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

職の日から六月以内に第十七条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十七条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十七条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（第十五条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当

該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十四条第一項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の退職手当管理機関の規則で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当の額を超えることとなつてはならない。

7 第十四条第二項並びに第十七条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十七条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会への諮問）

第二十条 退職手当管理機関は、第十六条第一項第三号若しくは第二項、第十七条第一項、第十八条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

第十三条の三を削る。

第十三条の二の見出しを「（退職手当の支払の差止め）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした職員であつた者に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたとき。

2 退職をした職員であつた者に対し、まだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした職員であつた者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たるとする行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかでないものを含む。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした職員であつた者の遺族（退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

第十三条の二第四項中「一時差止処分を受けた」を「前三項の規定による一般の退職手当の支払いを差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた」に、「第十四条（第四十八条で準用する場合を含む。）を」を「第十四条第一項」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に、「した者」を「行った退職手当管理機関」に改め、同条第五項中「任命権者は、一時差止処分について」を「第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に、「第二号」を「第三号」に、「一時差止処分」を「当該支払差止処分」に、「一時差止処分の」を「支払差止処分の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受ける

ことなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合  
第十三条の二第七項を削り、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「任命権者が、一時差止処分」を「当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当の額の支払」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第十三条の二第八項中「一時差止処分を」を「第一項又は第二項の規定による支払差止処分を」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同条第九項及び第十項を次のように改める。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十一条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当は、支払われない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

第十三条の二を第十五条とし、第十三条の次に次の一項を加える。

第十四条 退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした職員であつた者（当該退職をした職員であつた者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響その他の退職手当管理機関の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 法第二十八条第四項の規定による失職（法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受け

るべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福島県報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

附則第八項中「国若しくは他の地方公共団体の職員」を「国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員」に、「国の職員若しくは他の地方公共団体の職員」を「国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員」に、「第二条の三」を「第一条の四」に改める。附則第十項中「退職した者」の下に「(第十四条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「、新条例第二条の三」を「、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「退職手当条例」という。)(第一条の四)に改め、同項第一号中「新条例」を「退職手当条例」に改め、同項第二号中「新条例」を「退職手当条例」に、「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「この条例による」及び「(以下「改正後の条例第七十号」という。)」を削る。

附則第五項中「新条例第三条」を「福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「退職手当条例」という。)(第三条中)に、「に限る。)、新条例第四条若しくは新条例第五条」を、「退職手当条例第四条若しくは第五条」に、「新条例第三条から」を「退職手当条例第三条から」に改め、「改正後の」を削る。

附則第六項中「新条例第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「退職手当条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に、「、新条例」を「、退職手当条例」に改め、「改正後の」を削る。

附則第七項中「新条例」を「退職手当条例」に改め、「改正後の」を削る。

附則第八項中「改正後の」を削り、「新条例第二条の三」を「退職手当条例第二条の四」に、「新条例第六条」を「第六条」に、「新条例及び」を「退職手当条例及び」

に改める。

附則第九項、第十一項及び第十二項中「新条例第九条第一項」を「退職手当条例第九条第一項」に改める。

附則第十三項中「新条例第九条の二第四項」を「退職手当条例第二十一条第三項」に、「新条例第九条の二第二項に規定する特定公庫等職員(以下「特定公庫等職員」という)を「特定公庫等職員(退職手当条例第九条の二第二項に規定する特定公庫等職員をいう。以下この項において同じ)」に改める。

附則第十四項各号列記以外の部分中「新条例第二条の三」を「退職手当条例第二条の四」に、「新条例第六条」を「第六条」に改め、「改正後の」及び「この条例による改正前の」を削り、同項第一号中「新条例第二条の三」を「退職手当条例第二条の四」に、「新条例第六条」を「第六条」に改め、「改正後の」を削る。

附則第十五項中「新条例」を「退職手当条例」に改める。

附則第十六項中「新条例第二条の三」を「退職手当条例第二条の四」に、「新条例第六条」を「第六条」に改め、「改正後の」及び「この条例による改正前の」を削る。附則第十八項中「第二条の三及び第六条の五」を「第三条から第五条まで」に、「第二条の三から第五条の三まで及び新条例第六条から第六条の五まで、改正後の」を「第三条から第六条まで、」に、「並びに」を「及びこの条例の」に改める。

附則第十九項中「新条例附則第八項及び」を「退職手当条例附則第八項及び」に改める。附則第二十項中「新条例第二条の三」を「退職手当条例第二条の四」に、「新条例第六条」を「退職手当条例第六条」に改め、「改正後の」及び「この条例による改正前の」を削る。

附則第二十一項中「新条例」を「退職手当条例」に改める。

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第六条 職員に対する特別ほう賞に関する条例(昭和四十三年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第十五条」を「第二条の二」に改める。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第七十一号

地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限

に属せしめる事務を定める条例

(事務)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会(以下「人事委員会」という。)の権限に属せしめる事務

は、次に掲げる事務とする。

- 一 福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「退職手当条例」という。）第十六条第一項第三号若しくは第二項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項から第五項までの規定による処分に関する退職手当管理機関（退職手当条例第十三条第二号の退職手当管理機関をいう。）から諮問された事項の調査審議に関すること。
  - 二 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十二条の規定により市町村立学校職員に係る退職手当の支給についてその例に準ずることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される退職手当条例第十六条第一項第三号若しくは第二項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項から第五項までの規定による処分に関して福島県教育委員会から諮問された事項の調査審議に関すること。
  - 三 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）第十六条第三号又は同条第四項から第十一項までの規定による処分に関して福島県公営企業の管理者から諮問された事項の調査審議に関すること。
  - 四 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）第二十三条第三号又は同条第四項から第十一項までの規定による処分に関して福島県立病院事業の管理者から諮問された事項の調査審議に関すること。
- 2 人事委員会は、前項各号に掲げる事務に関しそれぞれ次に掲げる者から申立てがあった場合には、その者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
    - 一 退職手当条例第十六条第二項、第十八条第一項又は第十九条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者
    - 二 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第十二条の規定により市町村立学校職員に係る退職手当の支給についてその例に準ずることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される退職手当条例第十六条第二項、第十八条第一項又は第十九条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者
    - 三 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例第十六条第四項又は第六項から第十一項までの規定による処分を受けるべき者
    - 四 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例第二十三条第四項又は第六項から第十一項までの規定による処分を受けるべき者
  - 3 人事委員会は、第一項各号に掲げる事務に関し必要があると認める場合には、同項各号に規定する処分を受けるべき者又は当該処分を行う権限を有している者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができ、
  - 4 人事委員会は、第一項各号に掲げる事務に関し必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

#### 福島県条例第七十二号

#### 福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

第一条 福島県介護保険法施行条例（平成十一年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表八の項金額の欄を次のように改める。

- |  |  |
|--|--|
| <p>ア 訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>イ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>ウ 訪問看護、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第四百四十条の四十四第一号ハに規定する指定療養通所介護（以下単に「指定療養通所介護」という。）及び介護予防訪問看護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合（指定療養通所介護のみに係る調査を受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万六千円</p> <p>エ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>オ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>カ オに掲げる調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（コに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万八千円</p> <p>キ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合（指定療養通所介護のみに係る調査を受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万六千円</p> <p>ク キに掲げる調査と短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（ソ又はチに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万八千円</p> | <p>ア 訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>イ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>ウ 訪問看護、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第四百四十条の四十四第一号ハに規定する指定療養通所介護（以下単に「指定療養通所介護」という。）及び介護予防訪問看護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合（指定療養通所介護のみに係る調査を受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万六千円</p> <p>エ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>オ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万六千円</p> <p>カ オに掲げる調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（コに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万八千円</p> <p>キ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合（指定療養通所介護のみに係る調査を受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万六千円</p> <p>ク キに掲げる調査と短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（ソ又はチに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万八千円</p> |
|--|--|

ケ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万八千円

コ ケに掲げる調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合 一回の調査につき二万八千円

サ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万四千円

シ 居宅介護支援に係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万四千円

ス 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合（カ又はコに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万八千円

セ 介護保健施設サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万八千円

ソ セに掲げる調査と短期入所療養介護（介護老人保健施設において提供されるものに限る。）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において提供されるものに限る。）のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合 一回の調査につき二万八千円

タ 介護療養施設サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万八千円

チ タに掲げる調査と短期入所療養介護（省令第十四条第二号又は第三号に規定する施設（以下「介護療養型医療施設等」という。）において提供されるものに限る。）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等において提供されるものに限る。）のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合 一回の調査につき二万八千円

第一条の表九の項中「シ」を「チ」に改め、「掲げる」の下に「調査を受ける場合の当該」を加える。

第二条 福島県介護保険法施行条例の一部を次のように改正する。

第一条の表八の項中「ソ又はチ」を「ツ又はト」に改め、同項中「タ」を「テ」に改め、同項チを同項トとし、同項タを同項テとし、同項ソ中「セ」を「チ」に改め、同項ソを同項ツとし、同項セを同項チとし、同項スを同項タとし、同項シを同項ソとし、同項サの次に次のように加える。

シ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万円

ス 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万円

セ スに掲げる調査と認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（オに掲げる調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万六千円

第一条の表九の項中「チ」を「ト」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第七十三号

福島県自殺対策緊急強化基金条例

（設置）

第一条 自殺を未然に防ぐための相談支援体制の強化その他の自殺対策を緊急に実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（純益金の処理）

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(障がい福祉課)

福島県条例第七十四号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例(平成十一年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県医療法施行条例の規定は、平成二十一年五月一日から適用する。

(医療看護課)

福島県条例第七十五号

福島県歯科技工士法施行条例の一部を改正する条例

福島県歯科技工士法施行条例(平成十二年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「歯科技工士試験を」を「歯科技工士国家試験を」に、「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改め、同条第二項第一号中「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改め、同項第二号中「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改め、同条第四項中「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改める。

第二条第一号中「第三条」を「第六条第一項」に改め、同条第二号中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第四号中「返納」を「返納される免許証」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(医療看護課)

福島県条例第七十六号

福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例

福島県薬事法施行条例(平成十二年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

二十 省令第十五条の四第二項の規定による届出の受理

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第七十七号

福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例

(設置)

第一条 間伐等による森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した地域の林業、木材産業等の再生に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県森林整備加速化及び林業再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(森林計画課)

福島県条例第七十八号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正

する。

第三十八条第一項中「第四十条第三項」を「第四十条第四項」に改める。  
別表第一の一の表福島県営蛭子団地の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

#### 福島県条例第七十九号

#### 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「職員」を「退職手当は、職員」に、「で退職したとき」を「で退職し」に改め、「退職した場合で」を削り、「ときは、退職手当を」を「場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族(福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)第二条の二に規定する遺族をいう。以下同じ。))に對して」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者(当該退職をした職員であつた者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に對し、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に對する県民の信頼に及ぼす影響その他の企業管理規程で定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

第十六条第二項第一号中「第二十九条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「を受けた」を「(以下「懲戒免職処分」という。)を受けて退職をした」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 退職をした職員であつた者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした職員であつた者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に對し、前項に規定する企業管理規程で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者が刑事事件(当該退職後に起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合にあつては、基礎在職期間(退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。)中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑

に処せられたとき。

二 当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分(以下「再任用職員に對する免職処分」という。)を受けたとき。  
三 管理者が、当該退職をした職員であつた者(再任用職員に對する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に當たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。)をしたと認めるとき。

第十六条第九項中「第七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「第五項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「退職した」の下に「職員であつた」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第五項中「退職した」の下に「職員であつた」を加え、「第七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項を同条第十二項とし、同条第三項の次に次の八項を加える。

4 死亡による退職をした職員であつた者の遺族(退職をした職員であつた者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、管理者は、当該遺族に對し、第二項に規定する企業管理規程で定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

5 退職をした職員であつた者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に對し、第二項に規定する企業管理規程で定める事情のほか、当該退職をした職員であつた者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額(当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の支給を受けていなければ第十三項から第十五項までの規定による退職手当の支給を受けることができた者(以下「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(以下「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。  
二 当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員に對する免職処分を受けたとき。  
三 管理者が、当該退職をした職員であつた者(再任用職員に對する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。  
6 死亡による退職をした職員であつた者の遺族(退職をした職員であつた者(死亡に



よる退職の場合には、その遺族が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前項第三号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第二項に規定する企業管理規程で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

7 退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に前二項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第十一項までに規定する場合を除く。）において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

8 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第五項又は第六項の規定による処分に係る企業管理規程で定める通知を受けた場合において、第五項又は第六項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第十一項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

9 退職手当の受給者（遺族を除く。以下同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（職員が刑事事件に關し起訴をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたときを含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第五項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての

引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

10 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第五項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

11 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第五項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

#### 福島県条例第八十号

#### 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「退職手当は、」の下に「職員が」を加え、「退職した場合で」を削り、「職員」を「場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族（福島県職員の退職手当に關する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）第二条の二に規定する遺族をいう。以下同じ。））」に改める。

第二十三条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者（当該退職をした職員であつた者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に對する県民の信頼に及ぼす影響その他

の企業管理規程で定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

第二十三条第二項第一号中「第二十九条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「を受けた」を「（以下「懲戒免職処分」という。）を受けて退職をした」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 退職をした職員であった者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であった者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした職員であった者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、前項に規定する企業管理規程で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であった者が刑事事件（当該退職後に起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合にあつては、基礎在職期間（退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした職員であった者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 管理者が、当該退職をした職員であった者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職の職員の非違に当たる行為をいう。以下同じ。）をしたと認められたとき。

第二十三条第五項中「職員が」を「職員であつた者が」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項を同条第十二項とし、同条第三項の次に次の八項を加える。

4 死亡による退職をした職員であった者の遺族（退職をした職員であった者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、第二項に規定する企業管理規程で定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

5 退職をした職員であつた者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後にあって、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、第二項に規定する企業管理規程で定める事情のほか、当該退職をした職員であつた者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつ

た者が当該退職手当の支給を受けていなければ第十三項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあっては、同項の規定により算出される金額（以下「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 管理者が、当該退職をした職員であつた者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

6 死亡による退職をした職員であつた者の遺族（退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前項第三号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第二項に規定する企業管理規程で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

7 退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額を受け取った者（以下「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に前二項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第十一項までに規定する場合を除く。）において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

8 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第五項又は第六項の規定による処分に係る企業管理規程で定める通知を受けた場合において、第五項又は第六項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第十一項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該退職に係る

る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であった者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

9 退職手当の受給者（遺族を除く。以下同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（職員が刑事事件に關し起訴をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたときを含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第五項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該刑事事件に關し起訴をされたことを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業者退職手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

10 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第五項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業者退職手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

11 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第五項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員であつた者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした職員であつた者が失業者退職手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（病院総務課）

#### 福島県条例第八十一号

#### 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例（昭和二十九年福島県条例第四十二号）の一部を次の

ように改正する。  
 第四条中第二十三号を第二十四号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。  
 十 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（警 務 課）